

定第8号

公示番号 定第8号
漁業種類 定置漁業
漁業の名称 ぶり雑魚定置漁業
漁業時期 1月1日から12月31日まで
漁場の位置 宮崎市大字内海地先
漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、及び点アの各点を順次に直線で結んだ点によって囲まれた区域

- ア 旧基点第8号から70度 490メートルの点
- イ 旧基点第8号から84度 1,665メートルの点
- ウ 旧基点第8号から112度 1,795メートルの点
- エ 旧基点第8号から104度 475メートルの点

旧基点第8号の位置は、次のとおり。

旧基点第8号 宮崎市大字内海674番地防波堤南第2昇降口に設置した標

世界測地系
北緯31度45分53.581秒，東経131度28分39.298秒
日本測地系
北緯31度45分41.051秒，東経131度28分47.793秒

制限又は条件 —

